

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

1 日 時

令和6年3月22日（金）

開会 13時03分

閉会 14時27分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 福永和伸教育長、大森達也委員、北野誕生委員、富樫健二委員

欠席委員 栗須百合香委員

4 出席職員

教育長 福永和伸（再掲）、副教育長 上村和弘

次長（教職員担当）佐藤史紀、次長（学校教育担当）井ノ口誠充、

次長（育成支援・社会教育担当）山添達也、次長（研修担当）荻田直樹

教育総務課 課長 浮田知樹、班長兼企画員 米澤道隆、主事 宇田和貴

教育政策課 課長 大屋慎一、課長補佐兼班長 津村尚美、

主幹兼係長 加藤久幸、係長 木谷勇介

学校経理・施設課 課長 西田恭子、課長補佐兼班長 雲匡司

教職員課 課長 福井崇司、課長補佐兼班長 古市直之、班長 奥山剣司、

班長 武藤誠

福利・給与課長 坂口浩二、班長 奥谷豪紀

高校教育課 課長 山北正也、班長 河合貞志

小中学校教育課 課長 早田清宏、主査 丸野伸一

社会教育・文化財保護課 課長 天野長志

文化振興課 課長 川口晃、係長 石川智規

5 議題件名及び採択の結果

	件 名	審議結果
議案第60号	三重県教育ビジョン（案）について	原案可決
議案第61号	三重県立学校施設長寿命化計画（改定案）及び第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画（案）について	原案可決
議案第62号	三重県立みえ四葉ヶ咲中学校設置基本方針（案）について	原案可決

議案第 63 号	令和 7 年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について	原案可決
議案第 64 号	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 65 号	三重県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第 66 号	職員の懲戒処分について	原案可決
議案第 67 号	職員の人事異動（事務局）について	原案可決
議案第 68 号	職員の人事異動（県立学校）について	原案可決
議案第 69 号	職員の人事異動（市町等立小中学校・義務教育学校）について	原案可決
議案第 70 号	三重県教育改革推進会議の委員の任命について	原案可決
議案第 71 号	三重県文化振興計画（案）について	原案可決

6 報告題件名

報告 1	三重県教育委員会請願等取扱要綱
報告 2	県立高等学校の活性化について
報告 3	令和 6 年度事務局職員の人事異動報告について
報告 4	令和 6 年度県立学校教職員の人事異動報告について
報告 5	令和 6 年度市町等立小中学校・義務教育学校教職員の人事異動報告について

7 審議の概要

・開会宣言

福永和伸教育長が開会を宣告する。

- ・ **会議成立の確認**

5名中4名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

- ・ **前回審議事項（3月11日開催）の審議結果の確認**

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

- ・ **議事録署名者の指名**

富樫委員を指名し、指名を了承する。

- ・ **会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

議案第66号から議案第70号及び報告3から報告5は人事に関する案件のため、非公開とすることを決定する。

公開の議案第60号から議案第65号及び議案第71号を審議し、公開の報告1から報告2の報告を受けた後、非公開の議案第66号から第69号を審議し、非公開の報告3から報告5の報告を受け、非公開の議案第70号を審議する順番とすることを決定する。

- ・ **審議事項**

議案第60号 三重県教育ビジョン（案）について（公開）

（大屋教育政策課長説明）

議案第60号 三重県教育ビジョン（案）について

三重県教育ビジョン（案）について、別紙のとおり提案する。

令和6年3月22日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県教育ビジョン（案）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第19号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第1号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

三重県教育ビジョンについては、すでに2月21日の教育委員会定例会で最終案の報告をさせていただいたところです。

それ以降は、3月8日に県議会の教育警察常任委員会で最終案について説明を行いました。特に意見はありませんでした。

事務局としては、これと並行して、最新のデータの判明に伴うKPIの現状値の更新や、一般的になじみの薄い用語に関する脚注の追加、さらなる精査、充実等を図りましたが大きな変更はありませんでした。

そのため本日は、前回の報告後からの変更点として、KPIの更新について、主なところを説明させていただきます。

では、別冊資料、三重県教育ビジョン（案）を開いてください。目次の1つ目になります。「グローバル教育の推進」をクリックしてください。

KPIの1つ目の項目として「国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した子どもたちの数」ですが、この現状値の高校生のところになります。令和4

年度の 224 人というふうにこれまでしておりましたが、令和 5 年度の 245 人に更新いたしました。

次に、目次に戻っていただき、2 つ目となる「防災教育・防災対策の推進」をクリックしてください。ページ数は 126 ページです。K P I の「家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合」の現状値を、令和 4 年度の 83.6% から令和 5 年度の 88.9% に更新いたしました。

最後に目次の 3 つ目になります。「教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進」をクリックしてください。ページは 138 ページです。K P I の 1 つ目の項目、「研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合」の現状値を、令和 4 年度の 51.2% から、令和 5 年度の 52.5% に更新いたしました。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第 60 号はいかがでしょうか。

富樫委員

これ、すべて現状値は令和 5 年度になったということによろしいですか。

大屋課長

一部現状値が令和 4 年度のままだございますが、これらの値については令和 5 年度になってですね、実際にまた書き換えることになります。ただ、冊子としてはこの形になるんですけども、実際には令和 6 年度になって、前年度の振り返りをするときには全て新しい値としていくことになるので問題ないと考えております。よろしくをお願いします。

【採択】

— 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 —

・審議事項

議案第 61 号 三重県立学校施設長寿命化計画（改定案）及び第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画（案）について（公開）

（西田学校経理・施設課長説明）

議案第 61 号 三重県立学校施設長寿命化計画（改定案）及び第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画（案）について

三重県立学校施設長寿命化計画（改定案）及び第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画（案）について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 3 月 22 日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県立学校施設長寿命化計画（改定案）及び第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画（案）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 19 号及び

三重県教育委員会権限委任規則第1条第1号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

長寿命化計画の改定案については、2月21日の教育委員会定例会に報告いたしました最終案から、次期教育ビジョンの掲載部分について字句修正がございますが、その他の変更はございません。第Ⅱ期実施計画については、最終案から内容の変更はございません。いずれの最終案も3月8日の教育警察常任委員会に報告いたしました。本日、ご承認いただきましたら、次期教育ビジョンの掲載部分ともども「(案)」をとった形で確定し、第Ⅰ期実施計画に引き続き、各県立学校と十分連携しながら、計画的に、着実に、老朽化対策や、よりよい環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第61号はいかがでしょうか。

【採択】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第62号 三重県立みえ四葉ヶ咲中学校設置基本方針(案)について(公開)

(早田小中学校教育課長説明)

議案第62号 三重県立みえ四葉ヶ咲中学校設置基本方針(案)について

三重県立みえ四葉ヶ咲中学校設置基本方針(案)について、別紙のとおり提案する。

令和6年3月22日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県立みえ四葉ヶ咲中学校設置基本方針(案)については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第19項並びに三重県教育委員会権限委任規則第1条第1号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。お手元の別冊資料の、夜間中学校設置基本方針(案)の下のページ番号、20ページをご覧ください。先月、2月21日の教育委員会定例会のときに、大森委員よりご意見を頂戴しました。その内容が、20ページの、「2 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」のところがございます。いただいたご意見の内容としては、地域や家庭の方の学校への参画がよりわかるように強調する必要があるのではないかというご意見を頂戴いたしました。それをふまえて、以前は、この2の2行目のところがございますが、「継続的に学校の運営状況を確認、改善するとともに、学校・家庭・地域が連携し」という言葉にとどめていましたが、そこをよりはっきりと、「保護者や地域の方々の学校運営への参画を得ながら」というふうに明記をしております。なお、3月8日に、このことを、教育警察常任委員会の議会の方にも説明いたしました。特に修正等の意見はいただいておりません。従いまして、この点を修正しまして、最終案としてまとめてございます。説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第 62 号はいかがでしょうか。

富樫委員

オンラインで授業を受けられる方が3人いらっしゃって、こちら夜間中学はオンラインでも単位って言いますか、卒業できるような形になっているということで、対面のスクーリングでなくてもオンラインだけで、卒業できる形ということでよろしいでしょうか。

早田課長

いただいたご質問につきましては、今、文部科学省の方から示されている規則によりますと、例えば、イメージされているのは、自宅からオンラインで参加することだと思います。その自宅の方に、先生がいるわけではないので、受け手側に先生がいないと、授業の日数、出席の扱いや評価の対象にはならないという整理になっております。従いまして、今後、中学校になると、自宅からオンラインで1人で参加するということは、難しいというのが今のルールでございます。

富樫委員

後の方で確か分校・分教室の検討っていうのがあったんですけど、そのあたりは、現在、検討中ってことですかね。

早田課長

はい。分校については引き続き、ニーズ等を確認しながら、今後の設置の方向について検討を重ねております。

教育長

ちょっと1点確認なんですけれども、先ほどのコミュニティ・スクールのところですが、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進って書いてあって、2行後に、開校後も学校運営協議会の開催など書いてあるということは、夜間中学はコミュニティ・スクールにする、ということですね。

早田課長

はい。そういうことです。

【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第 63 号 令和 7 年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について（公開）

（山北高校教育課長説明）

議案第 63 号 令和 7 年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について
令和 7 年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 3 月 22 日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

令和 7 年度三重県立高等学校入学者選抜の基本的な方針については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 4 号及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 1 号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 7 年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）は、現中学 2 年生等が受験する次年度の選抜について、その根幹を定めるものです。この実施方針にのっとり、今後、令和 7 年度入学者選抜の実施要項等を作成いたします。

資料をおめくりいただきまして、1 ページから 3 ページまでが、令和 7 年度入学者選抜の実施方針（案）です。令和 6 年度入学者選抜からの変更は特にございません。では、1 ページの「第 1 基本的な考え方」をご覧ください。これは、本県の県立高等学校入学者選抜の基本的な考え方を示したものです。

次に、「第 2 前期選抜」についてです。前期選抜は実施を希望する高等学校が学科、コースの特色に応じた検査内容及び選抜方法により、2 月に実施します。2 の「(2) 選抜資料」については、すべての高等学校で自己推薦書と調査書を用います。2 の「(3) 検査」については、学科、コースの特色に応じて、アからオの中から、各高等学校が指定した検査を実施することとしています。

続いて資料 2 ページの「第 3 後期選抜」についてです。後期選抜は、募集枠を設定する高等学校が共通の学力検査及び選抜方法により、3 月に実施します。選抜資料等については、「2 選抜資料等」のとおりです。すべての高等学校で、調査書を選抜資料として使い、県教育委員会の作成する共通問題により、学力検査を行います。なお、後期選抜では、高等学校長の判断により、面接または自己表現、作文または小論文、実技検査を課すことができるとしています。選抜方法については、「3 選抜」のとおり、県教育委員会の定める方法により行います。

資料 2 ページ、「第 4 再募集」は、合格者が入学定員に満たなかった高等学校において実施します。選抜資料及び選抜方法については、後期選抜に準じます。次に、3 ページですが、「第 5 調査書」及び「第 6 志願できる区域」、「第 7 その他」についても、ご覧のとおりです。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第 63 号はいかがでしょうか。

【採択】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第 64 号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案(公開)

(坂口福利・給与課長説明)

議案第 64 号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 3 月 22 日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 ページが規則改正案となりますが、まず 2 ページの規則案要綱で説明をさせていただきます。2 ページをお願いいたします。「1 改正理由」ですが、小学校の移転等に伴い、規定の整備を行うものです。「2 改正内容」につきまして、熊野市立五郷小学校は現行 1 級地ですが、この小学校が移転となる一方で、同校に併設されています熊野市五郷学校給食共同調理場は、引き続き現在の施設を使用することから、共同調理場をへき地学校級別指定表の 1 級に加えるものになります。「3 施行期日」につきましては、令和 6 年 4 月 1 日となります。

では 1 ページにお戻りいただいて規則改正案でございますが、上段の改正後の別表第 2 のへき地学校級別指定表にあるとおり、へき地級別区分 1 級として、「熊野市五郷学校給食共同調理場」を追加するものになります。当該調理場は、これまで 1 級として指定されておりました熊野市立五郷小学校内の施設として設置されていたところでございますけど、同小学校の移転に伴いまして、令和 6 年度から単独の施設となることから、改めてへき地学校級別指定表に追加する必要が生じたものです。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第 64 号はいかがでしょうか。

【採択】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

議案第 65 号 三重県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案(公開)

(浮田教育総務課長説明)

議案第 65 号 三重県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について

三重県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 3 月 22 日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

2 枚おめくりいただき、2 ページをご覧ください。本日、後ほど、報告題としてご説明申し上げる予定となっておりますが、このたび、新たに、請願・陳情についての詳細な取り扱いを定める要綱を策定したいと考えています。そのため、当該会議規則に、関連する規定を追加するものです。本議案と、後ほど説明しようとする報告 1 とは、一体的にご判断いただく必要があることから、報告題の内容にもある程度踏み込んでご説明申し上げます。

さらに 1 枚おめくりいただき、現行の「三重県教育委員会会議規則」をご覧ください。請願等については、5 ページです。現在、会議規則の第 12 条に「会議録には、次の事項を記載するものとする」とあり、その第 5 号に「請願陳情の付議の結果」という項目があります。また、第 14 条から第 17 条に「提出方法」「請願文書表の作製、配付」「採否」などの手続きは規定されていますが、請願等の取り扱いの詳細を定めたものではありませんでした。したがって、これまでは、提出された請願等は、すべて教育委員会の定例会に提出し、採否を諮っていただけてきました。そのため、本来、請願として取り上げることがなじまない内容のものであっても、すべて採否を審議していただけてきたところです。

資料、1 枚前に戻りまして、「三重県教育委員会請願等取扱要綱について」というページをご覧ください。今ご説明したことが「1 趣旨」「2 処理方針」「3 請願等取扱要綱の内容」に記述してあります。特にポイントとなるのは次の「4 会議付議についての具体的な処理方法」の「(3) 審議を行わないことができる項目の規定」です。①から④までは、至極当然のことをあらためて明示しています。⑤では、県教育委員会の所管ではないこと、⑥では、採決されてから 1 年を経っていない同内容のもの、⑦では、職員の懲戒等を求めるものについては、審議を行わないことができる、としています。審議を行わないものであっても、どのような請願等であったかは、すべて委員会に提出し、委員のみなさまに見ていただくことは、これからも変わりはありません。なお、こうした規定を設けたことで、県民からの請願が大きく制約されるものではないと考えます。これまでさまざま提出されました請願内容と照らし合わせてみると、①から④に該当するものはほとんどなく、⑤で記載した所管外のもの、それから⑦で記載した職員の懲戒処分等を求めるものが、わずかにあった程度でございます。

資料、さらに 1 枚前に戻っていただきまして、「新旧対照表」をご覧ください。第 16 条の「採否を付議しなければならない」という規定に、ただし書きで例外を設けるもので

す。ここでいう「別に定めるもの」が、「取扱要綱」で規定する「審議を行わないことができる項目」を指します。第 18 条として、「取扱いについては、別に定める」という規定を新たに追加します。ここでいう「別に定める」ものが、「取扱要綱」を指します。現行、規則は第 18 条までですので、現行の第 18 条が第 19 条へと条ずれいたします。規則は「公布の日から施行する」こととしており、令和 6 年 4 月 1 日から施行したいと考えています。なお、繰り返しになりますが「請願等取扱要綱」自体は、後ほど、報告題としてご確認いただきます。

説明は以上です。

【質疑】

教育長

議案第 65 号はいかがでしょうか。

【採択】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第 71 号 三重県文化振興計画（案）について（公開）

（天野社会教育・文化財課長説明）

議案第 71 号 三重県文化振興計画（案）について

三重県文化振興計画（案）について、別紙のとおり提案する。

令和 6 年 3 月 22 日提出 三重県教育委員会教育長

提案理由

三重県文化財振興計画（案）については、文化芸術基本法第 7 条の 2 第 2 項の規定により、知事から意見を求められたので提示する必要がある。なお、このことは三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 20 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 枚おめくりください。三重県文化振興計画（案）についての、知事からの意見照会に対し、原案に同意する旨の回答案となっております。その裏面が、知事からの、意見照会の文書となっております。文化振興計画（案）の内容につきましては川口文化振興課長からご説明いたします。

（川口文化振興課長説明）

それでは 3 ページの三重県文化振興計画の概要をご覧ください。まず概要の左上の「1 はじめに」をご覧ください。本計画では、三重県文化振興条例第 9 条に規定する、基本計画として位置づけけるとともに、文化芸術基本法第 7 条の 2 第 1 項に規定する、地方文化芸術推進基本計画に位置付けます。計画期間については、県の中期戦略計画であるみえ元気プランに合わせ、令和 6 年度を初年度とし、令和 8 年度までの 3 年間としています。

続いて、概要の左下の「2 計画の背景」をご覧ください。本計画の策定にあたり、令和 5 年度までを対象期間とする、「新しいみえの文化振興方針」の成果と課題について検

証するとともに、県民の皆さん 5000 人を対象にアンケート調査を実施しました。

続きまして概要の中央上にあります、「3 計画の基本目標と基本方針」をご覧ください。これまでの取組成果の検証、アンケート調査の結果などをふまえ、取り組むべき課題を資料のとおりとしております。これらの課題をふまえて、本計画では、県民一人ひとりが自主性と創造性を発揮し、郷土への誇りと愛着を育みながら、日々の暮らしの中で生きがいと心の豊かさが実感できる三重の実現、そして、文化の力を生かして、活力ある三重県の実現をめざすこととし、基本目標を、「文化の力で心豊かに活力ある三重を実現」としました。本計画では、この基本目標の実現に向け、「環境をつくる」「人を育てる」「歴史をつなぐ」「文化を生かす」という 4 つの基本方針を設定し、本県の文化振興に係る基本的な施策を展開していくこととしております。また、計画期間中に、特に重点的に取り組む施策を重点施策として位置付け、「県民の文化に対する関心及び理解の醸成」、「子どもたちの文化活動の充実」「文化と観光等との連携」の 3 つの施策に取り組むこととしております。

続いて、概要の中央下の「4 施策の展開」をご覧ください。先ほどご説明した 4 つの基本方針に基づき、13 の基本施策を設定し、それぞれの取組の方向性に基づいた施策を展開しております。

説明については以上です。

【質疑】

教育長

議案第 71 号はいかがでしょうか。

【採択】

— 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 —

・報告事項

報告 1 三重県教育委員会請願等取扱要綱（公開）

（浮田教育総務課長説明）

報告 1 三重県教育委員会請願等取扱要綱について

三重県教育委員会請願等取扱要綱について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 3 月 22 日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務課長

1 枚おめくりいただき、資料 1 ページをご覧ください。先ほど、規則の改正のところで、既に大部分を説明したところですが、これが取扱要綱の全文になります。第 2 条で、請願等の提出方法が、第 3 条で、教育委員会定例会の付議について、定めています。

その第 3 条の第 3 項、採択・不採択・一部採択という 3 つの区分は、現在と何ら変わりませんが、不採択の後半部分、「既に実施しているもの」は不採択とする旨、新たに整理をしています。

先ほど、特にポイントであるとした第 3 条の第 4 項ですが、「定例会で確認の上、審議を行わないことができる」と整理しています。

おめくりいただきまして、第 4 条は、結果通知について整理をしています。

報告は以上です。

【質疑】

教育長

報告1はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・報告事項

報告2 県立高等学校の活性化について（公開）

（大屋教育政策課長説明）

報告2 県立高等学校の活性化について

県立高等学校の活性化について、別紙のとおり報告する。

令和6年3月22日提出 三重県教育委員会事務局教育政策課長

1ページおめくりください。高等学校の活性化については、計画期間を令和4年度から令和8年度の5年間とする県立高等学校活性化計画に基づき、生徒が持続可能な社会を創っていく力を身に付けられるよう取組を進めているところです。

また、計画に基づき、1学年3学級以下の高等学校がある地域では、それぞれの地域の活性化協議会において、高等学校の学びと配置のあり方について協議を進めているところです。このことについては、1ページ中段の四角に活性化計画の関係箇所を抜粋しています。1つ目の丸では、こうした協議を進めることとし、2つ目の丸、こちらでは、統合という結論ありきで協議するのではないとしております。また、3つ目の丸では、1学年3学級以下の高等学校のうち、他の高等学校では担うことが難しい県内唯一の学科や学びの形態を有する高等学校、すなわち水産高校と昴学園高校については、引き続き活性化に取り組むことというふうにしております。さらに4つ目の丸では、入学者数が2年連続して20人に満たず、その後も増える見込みのない場合は、募集停止とすることとしております。

では、今年度開催した6地域の状況について報告します。1ページの下、鈴鹿亀山地域ですが、協議会を1月に立ち上げました。ページをおめくりください。2ページになります。主な意見としては、約4割の生徒が、地域外へ進学していることや、その一定数が鈴鹿亀山地域に設置されていない工業科や商業科であることをふまえた議論をする必要があるとのことでした。今後は令和10年度に中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について、令和7年度までに協議会として考えを取りまとめます。

次に、津地域ですが、協議会を2月に立ち上げました。主な意見としては、旧津市内に、私立高校を含め普通科の高校が多いことから、普通科の配置のあり方や特色化・魅力化の議論が必要であるとのことでした。今後は普通科のあり方等を含め、段階的な学級減への対応について協議を進めます。

次に伊賀地域ですが、今年度協議会を3回開催しました。主な意見としては、当面は5校を維持することが望ましいとしながらも、これ以上の学級減は普通科の進路指導や、専門学科の学びの維持等への影響を危惧する。地域内だけで多様な選択肢を維持するこ

とが難しくなるため、生徒の地域間の移動もふまえたより広いエリアで検討する必要があるのではないかとのことでした。

また、伊賀地域では、協議会のまとめを策定しました。3ページをご覧いただきたいのですが、こちらの四角に要点をまとめております。内容としましては、1つ目のポツです。専門学科のコースや、総合学科の系列など多様な学びの選択肢の維持と、普通科の一定規模の維持、これを基本として対応すること。2つ目のポツです。令和7年度から8年度に想定される学級減に対しては、現在の5校を維持しながら対応すること。3つ目のポツ、令和10年度以降の学級減の対応については、現在の5校の再編を含めて検討し、令和7年度までに協議会としての考え方を取りまとめるとしました。今後は令和6年度中に、中学生や保護者を対象としたアンケートを実施し、令和7年度までに協議会の考え方を取りまとめます。

次に松阪地域ですが、今年度、協議会を2回開催いたしました。主な意見としては、松阪地域は、普通科、専門学科、総合学科がバランスよく配置されているとしつつ、近隣地域との流出入の状況をふまえ、学びの選択肢が保たれるよう総合的に考えたいとのことでした。今後は令和6年度中に、中学生や保護者を対象としたアンケートを実施し、令和11年度までの学級減への対応について、令和8年度までに協議会の考え方を取りまとめます。

1枚おめくりください。4ページになります。伊勢志摩地域ですが、今年度協議会を3回開催いたしました。主な意見としては、地域の産業を支えている専門学科は安易に削減すべきではない。伊勢市内の高校の再編から議論すべきである。予算や工期を考えると、4年前までには結論を出すことが望ましいとのことでした。今後は令和10年度の中学校卒業生数の大幅な減少への対応について、令和7年度までに協議会の考え方を取りまとめます。

最後に紀南地域ですが、今年度協議会を3回開催しました。この協議会では令和7年4月に開校する紀南新校、本日議会で議決され、熊野青藍高校と決まりましたが、こちらについて新校設置に係る準備を担うワーキング会議、あるいは「校名選定委員会」における検討状況を共有し、協議を行っております。主な意見としては、令和12年度のさらなる中学校卒業生数の減少を見据え、新校の魅力づくりに取り組んでいく必要があるとのことでした。今後は引き続きワーキング会議の検討状況を共有し、開校に向けて意見をいただいきたいと考えております。

報告は以上です。

【質疑】

教育長

報告2はいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第 66 号 職員の懲戒処分について(非公開)

福井教職員課長説明が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 67 号 職員の人事異動（事務局）について(非公開)

議案第 68 号 職員の人事異動（県立学校）について(非公開)

議案第 69 号 職員の人事異動（市町等立小中学校・義務教育学校）について(非公開)

・報告事項

報告 3 令和 6 年度事務局職員の人事異動報告について（非公開）

報告 4 令和 6 年度県立学校教職員の人事異動報告について（非公開）

報告 5 令和 6 年度市町等立小中学校・義務教育学校教職員の人事異動報告について（非公開）

議案第 67 号から議案第 69 号及び報告 3 から報告 5 は、いずれも人事異動に関する内容であるため、一括して審議することを決定する。

福井教職員課長説明が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決し、本報告を了承する。

・審議事項

議案第 70 号 三重県教育改革推進会議の委員の任命について(非公開)

大屋教職員課長説明が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言